

# 管路施設実施設計業務委託特記仕様書

## 1. 特記仕様書の適用範囲

この仕様書は「管路施設実施設計業務委託標準仕様書」の第1章1-1及び1-2に定める特記仕様書とし、この仕様書に記載されていない事項は、前記標準仕様書による。

## 2. 業務の対象

- (1) 名称 : 鍛冶川枝線⑥-1-3公共下水道実施設計業務委託
- (2) 位置 : 熱海市下多賀字藪之内地内（別紙図面のとおり）
- (3) 設計条件項目 : 別紙設計条件項目表による

## 3. 業務内容

### (1) 現地調査

現地調査は、熱海市より提供するDMデータ、道路台帳及び橋梁台帳等の資料を基に、現地の状況を確認するとともに、必要に応じて現況平面及び河川断面の補足調査を行う。

### (2) 水管橋詳細設計

#### (イ) 設計計画

設計計画は、業務内容の確認、設計条件の確認、管種選定等の細部条件の比較検討を行う。

#### (ロ) 設計計算

設計計算は、選定された管種・管径における構造計算を行い、詳細設計を行う。

#### (ハ) 設計図

設計図は、設計計算に基づき詳細設計図の作成を行う。

#### (ニ) 数量計算

数量計算は、決定した構造物の詳細計上に対して、数量計算書の作成を行う。

#### (ホ) 照査

照査は、設計計画の妥当性、構造計算書と図面の整合性、数量計算書の精査等を行う。

#### (ヘ) 報告書作成

上記業務内容の検討を行った成果及び作成した図面及び数量計算書を報告書に取りまとめる。

### (3) 関係機関との協議資料作成

関係機関との協議資料作成は、各種検討を行った図面等を基に、河川管理者に占用許可を得るための協議資料を作成する。

また、河川管理者に提出する占用許可申請に必要な図面の作成を行う。なお、公図写等については熱海市より提供された資料を基に作成する。

### (4) 設計協議

設計協議は、各種管理者との協議を含めて、初回、中間（2回）、最終（納品時）の

計4回を基本とするが、本特記仕様書に記載されていない事項又は、疑義が生じた場合は必要に応じて協議を行い、決定するものとする。また、必要に応じて追加する。

#### 4. 成果品

- (1) 成果品は、3部提出すること。
- (2) 図面類の電子データ納品については、CADデータにて提出すること。
- (3) その他、提出すべき成果品及びそのまとめ方については、監督員と打合せをすること。